第八条（第八十条第一項において準用する場合を含む。）の審査請求書の副本	審査請求書の副本 再審請求書の副本
第九条第三項、第十五条第四項、第二十七条第二項（第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）又は第六十四条第二項の申立ての文書	審査の併合又は併合した審査の分離に係る申立ての文書 代表者の選任に係る申立ての文書 公平委員についての忌避の申立ての文書 調査員についての忌避の申立ての文書 口頭審理の日時の変更に係る申立ての文書 審尋審理の日時の変更に係る申立ての文書 証拠調べの申立ての文書 審尋審理における口頭での意見陳述に係る申立ての文書
第十条第二項の届出書	相続により請求者の地位を承継した旨の届出書 相続を証明する書面
第十条第五項、第十一条第二項、第十二条第二項又は第四十四条第三項の申出の文書	請求者の地位を承継しない旨の申出の文書 審査請求の取下げに係る申出の文書 係属中の審査請求の継続又は取下げに係る申出の文書 最終陳述を書面によって行うことの申出の文書
第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第二項（第八十条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第八十条第一項において準用する場合を含む。）の届出の文書	代表者の選任又は解任に係る届出の文書 代理者の選任又は解任に係る届出の文書 代理人選任届 代理人の解任に係る届出の文書 審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書 再審請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書
第十七条第三項ただし書（第八十条第一項において準用する場合を含む。）の委任状その他の書面	審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回が証明できる委任状
第二十条の調書	審査請求に係る調書
第二十条又は第五十六条第二項の意見の文書	判定に関する公平委員会の意見の文書 証人の遮へいの措置に関する意見の文書
第二十八条（第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条（第六十七条において準用する場合を含む。）又は第五十一条（第六十七条において準用する場合を含む。）の却下の文書（写しを含む。）	公平委員についての忌避の申立てに係る却下の文書 調査員についての忌避の申立てに係る却下の文書 証拠資料の提出に係る却下の文書 証拠調べの申立てに係る却下の文書
第三十二条第一項の請求の文書	口頭審理の請求の文書
第三十二条第一項の撤回の文書	口頭審理の請求に係る撤回の文書